

特許規則改正案について USPTO がタウンミーティングを開催
～ PTO 幹部による規則改正の必要性と背景説明～

2006 年 2 月 6 日
JETRO NY 澤井、中山

USPTO は 2 月 1 日にシカゴでタウンミーティングを開催し、本年 1 月 3 日にフェデラルレジスター(官報)で公表した特許審査に関する特許規則改正案について説明を行った。

同規則改正案は、(1)継続性出願を限定する手続き、(2)代表クレームのみを審査する審査対象クレーム数の制限という 2 つの審査負担軽減策を導入するものであり、5 月 3 日までパブリックコメントを受け付けている。¹

今般のタウンミーティングでは、ドール特許局長およびトーピン顧問(General Counsel)が、当該規則改正案の提案理由として、USPTO の直面する現状を説明した。

2 月 1 日付け USPTO プレスリリースによると、特許の価値の高まりが特許出願の増大の要因となっているが、出願増に呼応して USPTO の審査リソースが強化されていないために、迅速かつ的確な特許審査を阻害しているとして、これを規則改正の背景としている。加えて、特許付与の遅延は新製品の市場投入を遅らせ、新規性、非自明性のない特許は競争力と経済成長を阻害するとし説明している。こうした USPTO が直面している困難に立ち向かうためには、審査官の増員のみでは対処できず、USPTO の取り組みに加え出願人の協力も必要不可欠であることを説明した模様。

2004 年度出願(約 35 万件)の 3 分の 1 は、USPTO が既に審査をしたものであり、出願人が些細な変更を加え再提出したもの。また、2004 年度出願の 40% 以上がクレーム数 20 以上となっている。

なお、こうしたタウンミーティングは今後カリフォルニア、テキサス、DC での開催が予定されているところ(日程の詳細は未公表)。

< USPTO プレスリリース >

<http://www.uspto.gov/web/offices/com/speeches/06-07.htm>

(了)

¹ 継続出願に関する規則改正案 <http://www.uspto.gov/web/offices/com/sol/notices/71fr48.pdf>
代表クレーム審査に関する規則改正案 <http://www.uspto.gov/web/offices/com/sol/notices/71fr61.pdf>